



子ども手当についてのお知らせ

子ども手当の手続きは9月30日(木)までです。

4月1日から、子ども手当制度が開始されました。

4月1日現在、いの町内に住所を有し、中学校終了前までの児童を養育している公務員以外の父母等に対し、児童1人につき月額1万3,000円の子どもの手当が支給されます。(所得制限はありません。)

4月分から手当の支給を受けるには、9月30日(木)までに、認定請求又は額改定認定請求が必要です。(10月1日以降に手続きした方は4月分から手当を受け取ることができません。)

つきましては、町民課、吾北総合支所住民課、本川総合支所住民課のいずれかに、次の書類を持って来庁ください。

ただし、平成22年3月31日現在、児童手当を受給していた方は手続きが不要場合があります。詳しくは、町民課までお問い合わせください。

▶ 必要な物

○印鑑

○受給者(保護者)となる方及びその配偶者の健康保険被保険者証(写し可)

※ただし受給者となる方で、国民年金以外の年金加入者は年金加入証明も必要です。

○受給者(保護者)となる方名義の振込先の分かるもの

○児童の住民票

※児童がいの町外に住所を有している場合は、世帯全員の省略なしの住民票が必要です。

○各種請求書

※様式は町民課及び各支所住民課窓口に配置、い

の町ホームページに掲載しております。

子ども手当現況届の提出はお済みですか？

現在子ども手当を受給中で、現況届が必要な方には町から、5月31日付けで受給者(保護者)宛にハガキを送付しております。

現況届に関しましては、6月中に提出する必要がありますでしたが、現在手続きがお済みでない方は、このまま現況届を提出しませんが、6月分以降の子ども手当を受け取ることができませんので、早急に提出ください。

提出の際必要となる書類等に関しては次のとおりですので、確認のうえ来庁願います。

▶ 必要な物

○印鑑

○受給者(保護者)となる方及びその配偶者の健康保険被保険者証(写し可)

※ただし受給者となる方で、いの町以外の国保加入者(建設国保、医師国保等)は年金加入証明も必要です。

○児童の住民票

※児童がいの町外に住所を有している場合は、世帯全員の省略なしの住民票が必要です。

▶ 申込場所・問い合わせ いの町役場

町民課

☎ 893-1117

吾北総合支所住民課

☎ 867-2300

本川総合支所住民課

☎ 869-2112

▶ 受付時間 平日8:30~17:15



第2次仁淀川清流保全計画が策定されました！

昔のような清流仁淀川へと再生し、後世に引き継いでいくために、仁淀川を見続けてきた流域住民の皆さんのご意見を反映させながら、本年3月に、第2次仁淀川清流保全計画を策定しました。

今後、流域全体が共通認識のもとで、計画に掲げた様々な取組を行ってまいりますので、流域住民の皆

さんも、是非ご協力をお願いします。

なお、計画は高知県環境共生課のホームページでご覧になれます。

▶ 問い合わせ

高知県林業振興・環境部 環境共生課

☎ 821-4863



保管物件(通貨・証券等)の返還について

税関では、終戦時に外地から引き揚げて来られた方からお預かりした通貨・証券等をお返ししています。

○終戦後、外地から引き揚げて来られた方が上陸港の税関に預けられた通貨・証券など。

○外地の集結地において総領事館などに預けられた証券などのうち日本に返還されたもの。

返還の申し出は、ご本人ばかりでなく、ご家族の

方でも結構です。お心あたりのある方は税関まで、お問い合わせください。

▶ 問い合わせ

高知税関支署

高知市棧橋通5-4-55 高知港湾合同庁舎内

☎ 832-6131 ☎ 832-6132

Eメール ☎ kouchi@kobe-customs.go.jp

須崎出張所

☎・☎ 0889-42-0333



秋の全国交通安全運動

▶ 実施期間 9月21日(火)~9月30日(木)

*期間中の9月30日(木)は「交通事故死ゼロを目指す日」

▶ 運動の基本 高齢者の交通事故防止

▶ 重点目標 ①夕暮れ時と夜間の歩

行中・自転車乗用中の交通事故防止(特に、反射材用品等の着用の推進)

②すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



③飲酒運転の根絶

車がライトをつけていても「車から自分は見えている」という思い込みは禁物です。暗い時は白・黄色系の服を身につけ、反射材を着用したり、懐中電灯を携帯するとドライバーから発見されやすくなります。

歩行者や自転車利用者は目立つ工夫を、ドライバーは早めにライトを点灯しましょう。

▶ 問い合わせ いの警察署

☎ 893-1234